

広島県告示第六百三十八号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十七年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	撤回年月日
吉崎整形外科	広島市南区的場町二丁目四番二八号	平成二七年七月二日